

民生委員

民生委員・児童委員が新たに委嘱されました

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

●お世話になりました
このたびは源場地区を退任された野口エイ子さんには、長年の功績に対し、厚生労働大臣と町社会福祉協議会から感謝状が贈呈されました。

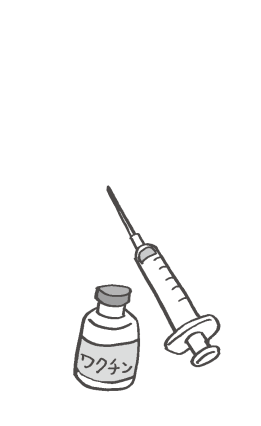
対象行政区	委員氏名	連絡先
宮本・仮宿・多々良・米山	かなだ 金田 新一	096 (293) 7445
源場	やまもと 山本 ヨシ子	096 (294) 2753

民生委員・児童委員は地域の見守り・相談役として住民の生活上、福祉の増進を支援しています。
欠員および交代に伴い、新たな委員が委嘱されましたので、お知らせします。

予防接種

平成29年度インフルエンザ予防接種助成期間延長

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係 ☎096(294)1075

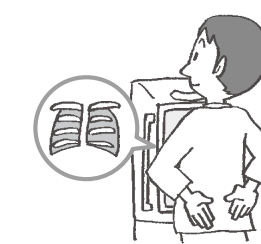


●接種期間
1月31日(水)まで延長。
●接種対象者
接種当日に大津町に住民票登録がある1歳以上の人。
●接種場所
町が契約する委託医療機関へ予約をしてください。
実施期間は医療機関により異なるので、事前に医療機関に確認して、予防接種を受けてください。
町が契約する医療機関以外で接種を希望する場合は必ず接種前に健康保険課へお問い合わせください。
接種後の申請は、補助対象になりません。
料金や医療機関などは町ホームページ、もしくは、広報おおづ平成29年10月号の8ページに掲載しています。
詳しくは、役場健康保険課健康推進係または、かかりつけ医療機関へおたずねください。

追加健診

国保特定健診、胸部レントゲン検診を追加実施します

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係 ☎096(294)1075



今年度、国保特定健診および胸部レントゲン検診の未受診者を対象に、追加健診を実施します。
特定健診対象者および65歳以上の胸部レントゲン検診対象者には、個人通知をします。
40～64歳の胸部レントゲン検診希望者は、検診日をお問い合わせの上、会場で直接申し込みください。
今年度最後の健診(検診)です。1年に1回は健診(検診)を受けて、健康づくりに役立てましょう。
●日時
1月29日(月)、2月1日(木)、2日(金)
午前8時～10時
※申込状況により日程を変更することがあります。
●場所
町子育て・健診センター

健診の対象者および負担金

実施する健診	受診対象者 (町に住民票がある人)	74歳まで		75歳以上	
特定健診	40～74歳の国保加入者 (受診日時点での加入者)	個人負担金	1,500円		
		町助成金	6,049円		
胸部レントゲン検診	40歳以上の男女	個人負担金	500円	個人負担金	200円
		町助成金	1,444円	町助成金	1,744円

※全項目、平成29年度未受診者に限り受診できます。

地震支援

住居に関する新たな支援について

●問い合わせ 役場住民課 住宅係 ☎096(293)3112

熊本地震で住居が被災したことで、応急的な住居に住んでいる人を対象に、新たな支援策を実施します。

①民間賃貸住宅への初期入居費用助成

●対象者(住居の再建先は熊本県内にかぎります)

- ・いずれかに該当し、民間賃貸住宅(みなし仮設住宅供与期間終了後の同一物件に正式入居する場合も可)へ入居する世帯。
ア) みなし仮設や仮設住宅などに入居している人(個人賃貸を含む)。
イ) 全壊・大規模半壊のり災証明書の交付を受けた人。
ウ) 半壊のり災証明書で自宅を解体した人。

●助成額 20万円(「り災証明書」上の世帯が対象となります。1世帯につき1回限りの申請です。ただし、り災証明書の交付を受けた複数の世帯が、同一の民間賃貸住宅に入居した場合は、ひとつの世帯とみなします)。

※対象外になる場合

- ・公営住宅や社宅・官舎・寮などは含まれません。
・みなし仮設住宅の契約中は対象となりません(ただし、そのまま住まいの再建先として、新たに二者契約した場合は対象になります)。

②仮設住宅などからの引越し費用助成

●対象者(住居の再建先は熊本県内にかぎります)

- ・いずれかに該当し、自宅再建、民間賃貸住宅や公営住宅などへ移転する世帯。
ア) みなし仮設や仮設住宅などに入居している世帯で、供与期間中に退去した人(供与期間が延長になった場合は、延長期間内に退去した人)。
イ) 全壊・大規模半壊のり災証明書の交付を受けた人。
ウ) 半壊のり災証明書で自宅を解体した人。

●助成額 10万円

※対象外になる場合

- ・みなし仮設住宅の入居者で、供与期間終了後に移転することなく同一物件にそのまま居住する人。
・みなし仮設や仮設住宅以外に居住する人で、自宅補修補助を受けた人。

※どちらの助成金も、すでに転居が完了している人も対象となります。

申請について(①②共通)

●申請書類

- ①助成金交付申請書(窓口、または町ホームページで入手できます)
- ②町が発行したり災証明書
- ③再建先の住宅へ入居後の住民票の写し(世帯全員分の続柄が記載されたもの)
- ④再建先の入居に関する契約書などの写し(建築請負契約書、賃貸契約書など)
※契約者名、契約日、入居住所などの情報が分かる部分
- ⑤助成金請求書(窓口、またはホームページで入手できます)
- ⑥半壊の人は解体を証明する書類(解体証明書など)

●申請方法

新しい住居に入居完了後、申請書類をそろえて、役場住民課住宅係の窓口で申請してください。詳しくは、お問い合わせください。

